

旭川市公民館運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旭川市公民館条例（以下「条例」という。）第14条及び旭川市公民館条例施行規則（以下「規則」という。）第18条に基づき、旭川市公民館の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(使用回数等)

第2条 同一の団体の同一の月における公民館の使用回数（複数の公民館を使用する場合にあつては、合計使用回数とする。）は、1日の午前、午後、夜間のいずれか1区分（以下「所定の時間区分」という。）を1回として、5回までとする。ただし、臨時かつ相当な理由があり申請に基づき旭川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、旭川市西神楽公民館（同館に置く分館を含む。）

及び旭川市春光台公民館にあつては指定管理者が認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会又は指定管理者は、旭川市公民館生涯学習活動団体登録要綱により登録した団体（以下「生涯学習活動団体」という。）が、公民館の使用に当たり必要な場合、所定の時間区分を分割して使用させることができる。

(施設の使用人数)

第3条 公民館の使用は団体使用によるものとし、使用時の人数は2名以上（室面積が200㎡以上の場合は、10名以上とする。）であるものとする。ただし、使用形態や施設の用途等により、これにより難いと教育委員会又は指定管理者が認めるときは、この限りでない。

(使用申請受付基準)

第4条 公民館の使用申請の受付開始日及び受付時間等は、別表1に示すとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する行事及び催し物については、受付開始日以前に受け付けることができる。

- (1) 旭川市、教育委員会等の主催で市民を対象とするもの。
- (2) 事前の準備、広報等のため受付開始日以前に受け付けることがやむを得ないと認められるもの。

3 公民館分館の使用申請受付等については、別表2に示すとおりとする。

(公民館での飲食)

第4条の2 貸室内での飲食は、団体の目的又は本来的な活動に付随するものに限るものとする。

- 2 飲食で使用したときは、清掃を行い、廃棄物を持ち帰るものとする。
- 3 前2項の規定に反した団体は、規則第5条第2号の規定に基づき、以後の飲食を伴う室使用を承認しない場合がある。

(公民館での飲酒)

第4条の3 公民館における飲酒は禁止とする。ただし、地域内に飲食（飲酒を含む）を供する施設がない次の公民館にあっては、構成員の過半数が地域住民である団体が前条に基づく使用をする場合は、この限りでない。

江丹別公民館、西神楽公民館、東旭川公民館日の出分館、東旭川公民館瑞穂分館、東鷹栖公民館第3分館、東鷹栖公民館第4分館、神居公民館上雨紛分館及び西神楽公民館就実分館

(減免団体の範囲)

第5条 規則第5条の2の各号で規定する団体の範囲は、次のとおりとする。

(1) 1号適用

ア 社会教育関係団体

(ア) 青少年育成団体

(イ) 女性団体

(ウ) P T A

(エ) 文化・体育関係団体

(オ) N P O（社会教育に関する事業を行う団体）

イ 社会福祉団体

社会福祉法人、社会福祉に関する団体、社会福祉ボランティア団体、社会福祉系N P O等

ウ 地域自治団体

市民委員会、町内会（班単位まで）、その他関係団体

(2) 2号適用

旭川市、教育委員会等

(3) 3号適用

ア 生涯学習活動団体

イ その他教育委員会が必要と認めたもの

(使用料の減免)

第6条 前条に定める団体の使用料の減額又は免除の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 社会教育関係団体、社会福祉団体、地域自治団体及び生涯学習活動団体が、神楽公民館木楽輪を除く施設を団体本来の目的で使用する場合は、使用料の5割を減額す

る。(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。以下同様の取扱いとする。)

(2) 旭川市、教育委員会等が主催する事業に使用する場合は、使用料を免除する。

(3) 前条第3号のイに該当する場合は、使用料の5割を減額し又は免除する。

(燃料費及び備付物件使用料)

第7条 燃料費及び備付物件使用料は、次のとおり徴収する。

(1) 使用料を減額する場合

ア 燃料費は、減額後の使用料の5割とする。

イ 備付物件使用料は、使用区分及び物件ごとの使用料の5割とする。

(2) 条例別表2の備考5に該当する使用料を徴収する場合

ア 燃料費は、当該使用料の5割とする。

イ 備付物件使用料は、規則別表に定める額とする。

(使用の変更)

第8条 規則第8条に規定する公民館の使用変更の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 申請できる事項は、使用日、時間帯区分、使用室及び備付物件等の変更又は備付物件の追加使用とする。

(2) 使用日については、当初承認された使用日の属する月の範囲内で変更申請できるものとする。

(3) 変更に関わる使用料額が納入済みの使用料額を超えるときは、その差額を追加徴収する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年１２月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年３月９日から施行し、令和２年４月１日以後の使用に係る申請から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年１月１日から施行し、令和３年３月８日以後の使用に係る申請から適用する。

附 則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年１１月２日から施行する。

別表 1 公民館ごとの使用申請受付等

		一般団体	社会教育関係団体・社会福祉団体・地域自治団体・生涯学習活動団体
中央公民館 東旭川公民館 末広公民館 北星公民館 新旭川公民館 春光台公民館 愛宕公民館 東光公民館	受付開始日	使用しようとする日の1か月前に当たる日が属する月の初日（初日が休館日のときは翌開館日）からとする。ただし、公民館を定例的に利用し、申請内容の審査が容易である団体（以下「一般定例団体」という。）以外はその日が土曜日、日曜日のときは、翌平日を初日とする。	使用しようとする日の2か月前に当たる日が属する月の初日からとする。ただし、その日が休館日のときは、翌開館日を初日とする。
	受付時間	平日の午前9時から午後5時までの間とする。ただし、一般定例団体については、右の受付時間に準じて申請書を受け受理することができる。	休館日を除く午前9時から午後9時45分までの間とする。
	申請月数	申請する日が属する月の翌月分までとする。	申請する日が属する月の翌々月分まで申請することができる。
永山公民館 江丹別公民館 東鷹栖公民館 神居公民館 神楽公民館 （木楽輪を除く）	受付開始日	使用しようとする日の1か月前に当たる日が属する月の初日からとする。ただし、その日が土曜日、日曜日及び休館日のときは、翌平日を初日とする。	使用しようとする日の2か月前に当たる日が属する月の初日からとする。ただし、その日が土曜日、日曜日及び休館日のときは、翌平日を初日とする。
	受付時間	平日の午前9時から午後5時までの間とする。	
	申請月数	申請する日が属する月の翌月分までとする。	申請する日が属する月の翌々月分まで申請することができる。
西神楽公民館	受付開始日	使用しようとする日の1か月前に当たる日が属する月の初日（初日が休館日のときは翌	使用しようとする日の2か月前に当たる日が属する月の初日からとする。ただし、その

	始 日	開館日) からとする。	日が休館日のときは、翌開館 日を初日とする。
	受付 時間	休館日を除く午前9時から午後9時45分までの間とする。	
	申請 月数	申請する日が属する月の翌月 分までとする。	申請する日が属する月の翌々 月分まで申請することができる。
神楽公民館 木楽輪	「集団受付」…演奏会等での使用申請については、使用しようとする日 の6か月前に当たる日が属する月の初日（当日が土・日及 び休館日のときは翌平日。以下同じ。）に一斉に受け付 け、希望日時が重複したときは抽選を含め、必要な調整を 行い使用日を決定する受付方法をいう。		
		演奏会等	練習等
	受 付 開 始 日	(1) 集団受付 使用しようとする日の6か月 前に当たる日が属する月の初 日。 (2) 集団受付によらない受付 集団受付終了後は、随時受け 付けることができる。	使用しようとする日の1か月 前に当たる日が属する月の初 日からとする。
	受 付 時 間	(1) 集団受付 月の初日の午前10時とす る。 (2) 集団受付によらない受付 平日の午前9時から午後5 時までの間とする。	平日の午前9時から午後5時 までの間とする。
	申請 月数	申請する日が属する月の翌月 から6か月分までとする。	申請する日が属する月の翌月 分までとする。
	「演奏会等」とは、聴衆を対象として 音楽等を演奏・発表等することをい い、演奏会等に連動するリハーサル (部分練習)やゲネプロ(総練習)及 び仕込み、準備の他、ピアノの調律に 要する使用を含む。		「練習等」とは、演奏会等と 連動していない音楽関係等の 練習や稽古等のことをいう。

別表 2 公民館分館ごとの使用申請受付等

本館名	分館名	一般団体・社会教育関係 団体・社会福祉団体	地域自治団体・生涯学習 活動団体
東旭川公民館	日の出分館 瑞穂分館	全て本館で受付等を行う。	
西神楽公民館	就実分館	本館で受付等を行う。	各分館で受付等を行う。
東鷹栖公民館	第一分館 第三分館 第四分館		使用申請の受付時間、受付開始日、申請月数は、本館の取扱いに準ずる。
神居公民館	上雨紛分館	全て本館で受付等を行う。	